



放送受信者等の個人情報の保護に関するガイドライン及び解説  
の改正（案）

（ 放送分野における特有の規定  
 委員会ガイドラインの書きぶりとの差異）



## 目次

### 1 目的及び適用対象

- 1-1 目的
- 1-2 適用対象（第2条第1項関係）
- 1-3 適用関係（第2条第2項、第3項関係）

### 2 定義

- 2-1 受信者情報取扱事業者等（第3条関係）
- 2-2 個人情報（法第2条第1項関係）
- 2-3 個人識別符号（法第2条第2項関係）
- 2-4 要配慮個人情報（法第2条第3項関係）
- 2-5 個人情報データベース等（法第2条第4項関係）
- 2-6 個人情報取扱事業者（法第2条第5項関係）
- 2-7 個人データ（法第2条第6項関係）
- 2-8 保有個人データ（法第2条第7項関係）
- 2-9 匿名加工情報（法第2条第9項関係）
- 2-10 匿名加工情報取扱事業者（法第2条第10項関係）
- 2-11 「本人に通知」
- 2-12 「公表」
- 2-13 「本人の同意」
- 2-14 「提供」

### 3 受信者情報取扱事業者の義務

- 3-1 個人情報の利用目的（第4条～第5条、第8条第3項関係）
  - 3-1-1 利用目的の特定（第4条第1項、第2項関係）
  - 3-1-2 利用目的の変更（第4条第3項、第8条第3項関係）
  - 3-1-3 利用目的による制限（第5条第1項関係）
  - 3-1-4 事業の承継（第5条第2項関係）
  - 3-1-5 利用目的による制限の例外（第5条第3項関係）
- 3-2 個人情報の取得（第6条～第8条関係）
  - 3-2-1 取得の制限（第6条関係）
  - 3-2-2 適正取得（第7条第1項～第3項関係）
  - 3-2-3 要配慮個人情報の取得（第7条第4項関係）
  - 3-2-2 利用目的の通知又は公表（第8条第1項関係）
  - 3-2-3 直接書面等による取得（第8条第2項関係）
  - 3-2-4 利用目的の通知等をしなくてよい場合（第8条第4項関係）
- 3-3 個人データの管理（第9条～第13条関係）

- 3-3-1 内容の正確性の確保等（第9条関係）
- 3-3-2 保存期間等（第10条関係）
- 3-3-3 安全管理措置（第11条関係）
- 3-3-4 従業者の監督（第12条第1項、第2項関係）
- 3-3-5 委託先の監督（第12条第3項関係）
- 3-3-6 個人情報保護管理者（第13条関係）
- 3-4 受信機に記録された個人情報（第14条関係）
  - 3-4-1 受信機に記録された個人情報の管理（第14条第1項関係）
- 3-5 プライバシーポリシー（第15条関係）
  - 3-5-1 プライバシーポリシーの公表（第15条第1項関係）
- 3-6 個人データの第三者への提供（法第16条～第19条関係）
  - 3-6-1 第三者提供の制限の原則（第16条第1項関係）
  - 3-6-2 オプトアウトによる第三者提供（法第16条第2項～第6項、第8項関係）
  - 3-6-3 第三者に該当しない場合（第16条第8項関係）
  - 3-6-4 外国にある第三者への提供の制限（第17条関係）
  - 3-6-5 第三者提供に係る記録の作成等（第18条第1項～第5項関係）
  - 3-6-6 第三者提供を受ける際の確認等（第19条関係）
- 3-7 保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等（第20条～第27条関係）
  - 3-7-1 保有個人データに関する事項の公表等（第20条関係）
  - 3-7-2 保有個人データの開示（第21条関係）
  - 3-7-3 保有個人データの訂正等（第22条関係）
  - 3-7-4 保有個人データの利用停止等（第23条関係）
  - 3-7-5 理由の説明（第24条関係）
  - 3-7-6 開示等の請求等に応じる手続（第25条関係）
  - 3-7-7 手数料（第26条関係）
  - 3-7-8 裁判上の訴えの事前請求（第27条関係）
- 3-8 個人情報の取扱いに関する苦情処理（第28条関係）
- 3-9 匿名加工受信者情報取扱事業者等の義務（第29条～第32条関係）
- 4 漏えい等の事案が発生した場合等の対応
- 5 個人情報保護委員会による「勧告」、「命令」、「緊急命令」等についての考え方
- 6 適用除外
  - 6-1 適用除外（第33条関係）
- 7 視聴履歴の取扱い
  - 7-1 要配慮個人情報の推知の禁止（第34条関係）
    - 7-1-1 要配慮個人情報の推知の禁止（第34条関係）

7-2 視聴履歴取得等に係る同意（第 35 条関係）

7-2-1 視聴履歴取得等に係る同意の取得（第 35 条第 1 項関係）

7-2-2 不同意者に対する受信の拒否等の禁止（第 35 条第 2 項関係）

7-2-3 視聴履歴取得等のオプトアウト（第 35 条第 3 項関係）

8 域外適用

8-1 域外適用（第 36 条関係）

9 ガイドラインの見直し

10 （別添）講ずべき安全管理措置の内容

10-1 基本方針の策定

10-2 個人データの取扱いに係る規律等の整備

10-3 組織的安全管理措置

10-4 人的安全管理措置

10-5 物理的安全管理措置

10-6 技術的安全管理措置

【凡例】

|      |   |
|------|---|
| 「法」  | 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）             |
| 「政令」 | 個人情報保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）         |
| 「規則」 | 個人情報保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号） |

※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す個人情報の保護に関する法律の条番号は、平成 29 年●月●日時点の条番号を示すものとする。

その他の法令に係る条文は、本ガイドラインの公表日（平成 29 年●月●日）時点の条番号を示すものとする。



## 目的

### 第1条

このガイドラインは、放送の公共性及び高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、放送受信者等の視聴履歴その他の個人情報の適正な取扱いに関し、放送受信者等の個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等の内容を明らかにすることにより、放送受信者等の個人情報の有用性に配慮しつつ、放送受信者等の権利利益を保護するとともに、放送の健全な発達に寄与することを目的とする。

放送法（昭和25年5月2日法律第132号）は、その目的において、①放送が国民に最大限に普及され、その効用をもたらすことを保障すること、②放送の不偏不党、真実及び自律を保障すること、③放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにするという3原則に従い、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることとしている。

このような放送の果たすべき役割を踏まえ、本ガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び法第7条第1項の規定に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月閣議決定。平成28年10月一部変更。）並びに放送法を踏まえ、放送受信者等の個人情報の適正な取扱いに関し、放送分野特有の事情に即して、できるだけ具体的な指針を示すことにより、その範囲での自由な流通を確保して放送受信者等利益の向上を図りつつ、放送受信者等の権利利益を保護するとともに、放送の健全な発達に寄与することを目的として、法第4条及び第8条に基づき定めるものである。

本ガイドラインの中で、「しなければならない」及び「してはならない」と記述している事項については、これらに従わなかった場合、法に違反すると判断される可能性がある。

「努めなければならない」「望ましい」等と記述している事項については、これらに従わなかったことをもって直ちに法に違反すると判断されることはないが、「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。」とする法の基本理念（法第3条）を踏まえ、受信者情報取扱事業者の特性や規模に応じ可能な限り対応することが望まれるものである。

本ガイドラインにおいて記述した具体例は、受信者情報取扱事業者（第3条第3号に定義する。）の理解を助けることを目的として典型的なものを示したものであり、全ての事案を網羅したものでなく、記述した内容に限定する趣旨で記述したものでもない。また、記述した具体例においても、個別ケースによっては別途考慮すべき要素もあり得るので注意を要する。

なお、認定個人情報保護団体(※)が個人情報保護指針を作成又は変更し、また、事業者団体等が事業の実態及び特性を踏まえ、当該事業者団体等の会員企業等を対象とした自主的ルール(事業者団体ガイドライン等)を作成又は変更することもあり得るが、その場合は、認定個人情報保護団体の対象事業者や事業者団体等の会員企業等は、個人情報の取扱いに当たり、法及び本ガイドラインに加えて、当該指針又は事業者団体ガイドライン等に沿った対応を行う必要がある。特に、認定個人情報保護団体においては、法改正により、認定個人情報保護団体が対象事業者に対し個人情報保護指針を遵守させるために必要な措置をとらなければならないこととされたことを踏まえることも重要である(法第53条第4項参照)。

※ 認定個人情報保護団体制度は、個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者の個人情報又は匿名加工情報の適正な取扱いを目的として、対象事業者の苦情処理や対象事業者に対する情報提供を行う民間団体に対し、個人情報保護委員会が認定する制度であり、当該業務の信頼性を確保し、民間団体による個人情報の保護の推進を図ろうとするものである。

#### 適用対象(第2条第1項関係)

##### 第2条(第1項)

1 本ガイドラインの規定は、個人情報の適正な取扱いに関し、受信者情報取扱事業者及び匿名加工受信者情報取扱事業者の遵守すべき基本的事項を定めるものとして、解釈され、運用される。

本ガイドラインは、業種・規模等を問わず、法の適用対象である受信者情報取扱事業者及び匿名加工受信者情報取扱事業者に該当する事業者に適用される。

なお、放送事業者等が行うインターネットを通じた動画配信サービスであって電気通信事業法第2条第4号の電気通信事業に該当するものについては、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成16年8月31日総務省告示第695号)が適用される。ただし、当該サービスにおいて放送受信者等の個人情報も利用する場合には、本ガイドラインが併せて適用される。

#### 適用関係(第2条第2項、第3項関係)

##### 第2条(第2項、第3項)

2 受信者情報取扱事業者及び匿名加工受信者情報取扱事業者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の規定及びこのガイドラインに従い個人情報を適正に取り扱わなければならない。



3 受信者情報取扱事業者は、視聴履歴については、第2章に規定する個人情報の取扱いに関する共通原則を遵守するほか、第3章の規定に従い適正に取り扱わなければならない。

本ガイドラインは、放送受信者の個人情報及び匿名加工情報を取り扱う事業者、すなわち受信者情報取扱事業者及び匿名加工受信者情報取扱事業者に対する法の適用の基準を明らかにするとともに、個人情報の取扱いに当たり遵守すべき基本的事項を明らかにするものである。

放送は、一度に大量の情報を不特定の者に同時に送信でき、安価かつ簡便な手段で安心・安全に受信できるという特徴から、大きな社会的影響力を有してきたこと、また無線によるものについては、有限希少な周波数を占有するものであることから、放送法による規律を受けている。よって、本ガイドラインは、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」で定める規定に準拠しつつ、放送が国民に最大限に普及され、その効用をもたらすことを保障し、我が国における表現の自由や民主主義の発展を確保するという放送法の原則をはじめとする放送に特有の事情等に鑑み必要となる規定を併せて規定したものとなっている。

本ガイドラインは、受信者情報取扱事業者及び匿名加工受信者情報取扱事業者に対する法の適用の基準を明らかにするものであるので、これらの事業者は、本ガイドラインの規定を遵守すれば放送受信者の個人情報の取扱いに関しては法の規定及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守したこととなる。

また、第3章（第34条及び第35条）の規定は、第2章（第4条から第32条まで）の規定の特則的な規定であり、視聴履歴に関して第3章（第34条及び第35条）に特に規定されていない事項については、第2章（第4条から第32条まで）の規定によることとする。

## 定義

## 受信者情報取扱事業者等（第3条関係）

**第3条**

このガイドラインにおいて使用する用語は、法第2条において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 放送 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第1号に規定する放送をいう。
- 二 放送受信者等 次に掲げる者をいう。
  - イ 放送の受信に関する契約を締結する者
  - ロ 放送番組（放送法 第2条第28号に規定する放送番組をいう。）を視聴する者
  - ハ 放送番組の視聴に伴い行われる情報の電磁的方式による発信又は受信を行う者
  - ニ 放送の受信、放送番組の視聴又はハの発信若しくは受信に関し料金（放送法第64条第2項に規定する受信料を含む。以下同じ。）又は代金を払う者
  - ホ 放送の受信、放送番組の視聴又はハの発信若しくは受信に係る勧誘（当該勧誘に必要な準備行為を含む。）の対象となる者
- 三 受信者情報取扱事業者 放送受信者等の個人情報データベース等を事業の用に供している個人情報取扱事業者をいう。
- 四 匿名加工受信者情報取扱事業者 放送受信者等の匿名加工情報データベース等を事業の用に供している匿名加工情報取扱事業者をいう。
- 五 視聴履歴 放送受信者等の個人情報であって、特定の日時において視聴する放送番組を特定することができるものをいう。ただし、当該特定の日時ごとに本人の同意を得ないで取得することができるものに限る。

本条では、法第2条で定める用語を除く本ガイドラインで使用する用語について、各号において定義している。

## (1) 放送

「放送」とは、「放送法（昭和25年法律第132号）第2条第1号に規定する放送」をいう。

## (2) 放送受信者等

「放送受信者等」とは、次の5類型のいずれかに属する者をいう。

## ① 放送の受信に関する契約を締結する者

「放送の受信に関する契約」とは、放送法第64条に規定する日本放送協会（NHK）との受信契約、同法第147条に規定する有料基幹放送に係る契約等であり、これを締結する者であれば、その者が当該契約に基づき放送番組を実際に視聴しているか否か、当該契約に基づいて受信料や有料放送サービスの料金の支払いをしているか否かを問

わず、この類型に属することになる。

② 放送番組を視聴する者

放送番組を実際に視聴する者であれば、放送の受信に関する契約を締結しているか否かを問わず、この類型に属することになる。

③ 放送番組の視聴に伴い行われる情報の電磁的方式による発信又は受信を行う者

放送番組の視聴に伴い、例えば、電話やインターネット接続サービスを利用する等により、放送局等との間で様々な情報のやりとりを行う者、そのやりとりを通じてり放送局等の提供する各種サービスの提供を受ける者がこの類型に属することになる。また、テレビ受信機に内蔵された情報入力・通信機能を使って情報を入力・送信することで提供を受けることが可能となるいわゆる双方向サービス（以下単に「双方向サービス」という。）や、放送番組の視聴に伴う商品の販売等を行ういわゆるテレビショッピングサービス（以下単に「テレビショッピングサービス」という。）の利用者もこの類型に属することになる。

④ 放送の受信、放送番組の視聴又はハの発信若しくは受信に関し料金（放送法第 64 条第 2 項に規定する受信料を含む。以下同じ。）又は代金を支払う者

例えば、NHKの受信料、有料放送サービスの料金、双方向サービスやテレビショッピングサービスにおいて支払いが求められる代金のような、放送の受信、放送番組の視聴、双方向サービス、テレビショッピングサービス等に関して支払いを求められる金銭の支払いを行う者がこの類型に属することになる。

⑤ 放送の受信、放送番組の視聴又はハの発信若しくは受信に係る勧誘（当該勧誘に必要な準備行為を含む。）の対象となる者

例えば、放送事業者、プラットフォーム事業者（(3)に定義する。）、双方向サービス提供事業者、テレビショッピングサービスの提供事業者などの事業者が、放送の受信・視聴の提供、それに関する契約を締結、サービス提供のための登録を行わせるために、勧誘自体や勧誘の対象となるか否かの調査等を行う際には、それら行為の対象となる者は、実際に放送の受信・視聴を行うか、或いは実際に上記の契約を締結するか否かを問わず、この類型に属することになる。

(3) 受信者情報取扱事業者

「受信者情報取扱事業者」とは、「放送受信者等の個人情報データベース等を事業の用に供している個人情報取扱事業者」であり、「ただし、当該個人情報取扱事業者がその商品又は役務の提供について広告放送により広告する者である場合には、次に掲げる者に

限る」ものとして、「当該広告放送をする者」、「当該広告放送をする者の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社をいう。）」、そして、「当該広告放送をする者から直接放送受信者等の個人情報を取得する者」をいう。

① ここで、放送受信者等の個人情報データベース等を「事業の用に供している」とする趣旨は、放送受信者等の個人情報データベース等を、何らかの事業性のある活動の用に供しているのであれば、その者は、基本的には「受信者情報取扱事業者」に該当し得るということであり、自らの放送サービスの契約締結等に直接的に供しているものではなくても、例えば、放送事業者から顧客対応等を受託して行ういわゆるプラットフォーム事業（以下単に「プラットフォーム事業」という。）、多数のケーブルテレビ事業者を統括するいわゆるMSO（Multiple Systems Operator）などが各ケーブルテレビ事業者との契約に基づいて行う顧客管理事業、双方向サービス会員向けの各種事業、放送事業者やその親会社の行うテレビショッピングサービス事業、調査会社が行う視聴率等の調査の事業などの用に供しているのであれば、「受信者情報取扱事業者」に該当し得る。

② また、「受信者情報取扱事業者」は、法第 2 条第 5 項に規定する「個人情報取扱事業者」であることを要するので、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人は、これに含まれない。

#### （4）匿名加工受信者情報取扱事業者

「匿名加工受信者情報取扱事業者」とは、放送受信者等の匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索できるように体系的に構成したものを事業の用に供している者をいう。なお、法第 2 条第 10 号に規定する「匿名加工情報取扱事業者」であることを要するので、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人は、これに含まれない。

#### （5）視聴履歴

「視聴履歴」とは、「放送受信者等の個人情報であって、特定の日時において視聴する放送番組を特定することができるもの」をいう。何チャンネルの放送番組を視聴したという情報だけでは「視聴履歴」には当たらないが、視聴の開始の日時及び終了の日時に関する情報と照合することによって、具体的な個別の視聴の対象が特定できるときは「視聴履歴」に該当する。また、特定の日時において具体的な個別の視聴の対象が特定できる情報も、「視聴履歴」に当たることになる。

他方、「ただし、当該特定の日時の一ごとに本人の同意を得ないで取得することができるものに限る」としているのは、特に放送分野において、個人の趣味・嗜好に個別的に関わる視聴情報の取得に関し、技術進歩の結果により、受信機等に視聴者の視聴の記録が自動的に蓄積され、視聴者が発信した覚えのないうちに、また発信される情報の内容を個別に確認することができない状態で、本人の同意なしに放送事業者がその情報を取得することが既に技術的には可能となっており、こうした形で視聴情報が広く流通することが最も深刻な問題と考えられるためである。

したがって、このような放送受信者等の同意を得ないで、放送事業者が当該放送受信者等の個人情報を本人がその内容を確認することもないままに取得することができるものについて特に「視聴履歴」として定義し、本ガイドラインにおいて一定の規律を設けることとした。

他方、放送番組の視聴に伴う双方向機能を活用した視聴者から放送事業者への応答の場合のように、「懸賞への応募」や「クイズへの回答」といった個人情報を発信する目的や発信する情報の内容が客観的に明らかな状況においては、視聴者自らがボタンの操作等により一つ一つ内容や発信の意図を確認できる場合は、その後の取扱いにおいて本人の権利利益の保護が十分に図られれば、その有効な活用によって視聴者へのサービス向上も可能となると考えられるため、本ガイドラインにおいて特に慎重な取扱いを要する「視聴履歴」の定義に含めないこととしているものである。

なお、ペーパービューの視聴に伴い事業者が取得する放送受信者等の個人情報についても、受信者情報取扱事業者が放送受信者等の同意を得ることなく個人情報を取得することが可能であり、視聴の開始の日時及び終了の日時に関する情報と照合することによって、具体的な個別の視聴の対象が特定できるときには、視聴履歴に当たることとなる。

#### 1-1 「本人の同意」

「本人の同意」とは、本人の個人情報が、個人情報取扱事業者によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう（当該本人であることを確認できていることが前提となる。）。

また、「本人の同意を得（る）」とは、本人の承諾する旨の意思表示を当該受信者情報取扱事業者が認識することをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない。

なお、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。

視聴履歴の取扱いの同意については、視聴履歴が、その特性上、継続的に蓄積される

ことから、放送受信者等が同意についての意思を変更する可能性もある。また、放送の視聴は、個人ごとの受信機ではなく、世帯において共有される受信機を用いて行われることも多い。このことから、視聴履歴の取扱いに対して、世帯の特定の者が同意した場合であっても、実際には、世帯の全ての者が同意していない状況が生じ得る。これらの事情を踏まえ、視聴履歴の取扱いに対する同意について、事後にオプトアウトすることができるようにする旨を、第35条第3項において規定している。

**【本人の同意を得ている事例】**

- 事例1) 本人からの同意する旨の口頭による意思表示
- 事例2) 本人からの同意する旨の書面（電磁的記録を含む。）の受領
- 事例3) 本人からの同意する旨の電子メールの受信
- 事例4) 本人による同意する旨の確認欄へのチェック
- 事例5) 本人による同意する旨のWebサイト上のボタンのクリック
- 事例6) 本人による同意する旨の音声入力、タッチパネルへのタッチ、ボタンやスイッチ等による入力

## 受信者情報取扱事業者の義務

### 利用目的の特定（第4条第1項、第2項関係）

#### 第4条（第1項、第2項）

- 1 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。
- 2 受信者情報取扱事業者は、第三者への提供を利用目的とする場合には、当該利用目的において、当該第三者の範囲を、当該第三者の全ての氏名若しくは名称の表示その他の客観的に当該第三者を特定できる方法による表示をすることにより、できる限り具体的に明らかにしなければならない。

受信者情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り具体的に特定しなければならないが、利用目的の特定に当たっては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報が受信者情報取扱事業者において、最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で個人情報を利用されるのかが、本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に特定することが望ましい（※）。

なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的の特定に当たっては、その旨が明確に分かるよう特定しなければならない（3-5-1）（第三者提供の制限の原則）参照。さらに、その提供先である第三者の範囲をできる限り明らかにしなければならない旨を規定する。その方法については、その第三者の氏名又は名称を個別列挙する方法の他、例えば、「全ての衛星基幹放送事業者」といったような、客観的にその第三者の範囲の外延が可能な限り、具体的・個別的に特定できる方法である必要がある。第三者提供を利用目的とする場合には、その第三者の範囲が分からなければ結局のところ利用目的が十分具体的に特定されたことにはならないため、確認的に規定している。

#### 【具体的に利用目的を特定している事例】

事例) 受信者情報取扱事業者が有料放送の役務の提供に関する契約の締結に伴い、個人から氏名・住所・電子メールアドレス等を取得するに当たり、「〇〇事業における料金の請求、関連するアフターサービス、新サービスに関する情報のお知らせのために利用いたします。」等の利用目的を明示している場合

#### 【具体的に利用目的を特定していない事例】

- 事例1) 「事業活動に用いるため」
- 事例2) 「マーケティング活動に用いるため」

※ 定款等に規定されている事業の内容に照らして、個人情報によって識別される本人からみて、自分の個人情報が利用される範囲が合理的に予想できる程度に特定されてい

る場合や業種を明示することで利用目的の範囲が想定される場合には、これで足りるとされることもあり得るが、多くの場合、業種の明示だけでは利用目的をできる限り具体的に特定したことにはならないと解される。なお、利用目的の特定に当たり「〇〇事業」のように事業を明示する場合についても、社会通念上、本人からみてその特定に資すると認められる範囲に特定することが望ましい。

また、単に「事業活動」、「お客様のサービスの向上」等のように抽象的、一般的な内容を利用目的とすることは、できる限り具体的に特定したことにはならないと解される。

#### 【具体的に提供先の第三者を特定している事例】

事例) 全ての衛星基幹放送事業者

#### 【具体的に提供先の第三者を特定していない事例】

事例) 〇〇事業で提携する事業者

#### 取得の制限（第6条関係）

##### 第6条

受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人情報の取得について、その事業に必要な場合に限るよう努めなければならない。

不必要な個人情報の取得を防ぐため、受信者情報取扱事業者は、その事業に必要な場合  
に限り、個人情報を取得するよう努めなければならない。ただし、「その事業に必要な場合」  
には、現在実施している事業に直接必要な場合に限られず、それと関連性を有するもの（例  
えば、新事業のためのアンケート調査等）も含まれる。

#### 適正取得（第7条第1項～第3項関係）

##### 第7条（第1項～第3項）

- 1 受信者情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により放送受信者等の個人情報を取得してはならない。
- 2 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人情報を直接本人から取得するときは、当該放送受信者等が誤って認識することを防止するために、当該放送受信者等に対し、自らの氏名又は名称を明示しなければならない。
- 3 放送事業者（放送法第2条第26号に規定する放送事業者をいう。第14条において同じ。）は、その放送番組の視聴に伴い放送受信者等による発信が行われる個人情報を受信者情報取扱事業者に取得させるときは、当該放送番組において、当該放送受信者



等に当該受信者情報取扱事業者の氏名又は名称を了知させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

受信者情報取扱事業者は、偽り等の不正の手段により個人情報を取得（※1）してはならない（※2）。

【受信者情報取扱事業者が不正の手段により個人情報を取得している事例】

- 事例1) 十分な判断能力を有していない子供や障害者から、取得状況から考えて関係のない家族の収入事情などの家族の個人情報を、家族の同意なく取得する場合
- 事例2) 第16条第1項に規定する第三者提供制限違反をするよう強要して個人情報を取得する場合
- 事例3) 個人情報を取得する主体や利用目的等について、意図的に虚偽の情報を示して、本人から個人情報を取得する場合
- 事例4) 他の事業者に指示して不正の手段で個人情報を取得させ、当該他の事業者から個人情報を取得する場合
- 事例5) 第16条第1項に規定する第三者提供制限違反がされようとしていることを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、個人情報を取得する場合
- 事例6) 不正の手段で個人情報が取得されたことを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、当該個人情報を取得する場合

※1 個人情報を含む情報がインターネット等により公にされている場合であって、単にこれを閲覧するにすぎず、転記等を行わない場合は、個人情報を取得しているとは解されない。

※2 受信者情報取扱事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第83条により刑事罰（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が科され得る。

また放送受信者等の個人情報の取得については、直接個人情報を取得する受信者情報取扱事業者が視聴された放送番組にかかる放送事業者である場合のみならず、スポンサー等の放送事業者以外の者である場合もある。このため、受信者情報取扱事業者が自らの氏名又は名称を明らかにすべき旨を第2項において規定している。

さらに、併せて、放送事業者が放送番組の視聴に伴い受信者情報取扱事業者に個人情報を取得させる場合には、最終的な放送番組の編集責任を有する放送事業者に対して、適切な方法によって誰が個人情報を取り扱うのかを了知させるために必要な措置を講ずるよう

努めるべきことを第3項において規定した。

#### 保存期間等（第10条関係）

##### 第10条

- 1 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人データを取り扱うに当たっては、利用目的に必要な範囲内で保存期間を定め、当該保存期間経過後又は利用する必要がなくなった後は、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。
- 2 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人データを取得した場合は、あらかじめその保存期間を公表している場合を除き、速やかに、その保存期間を、本人に通知し、又は公表するよう努めなければならない。

保有する個人データについて利用する必要がなくなったとき、すなわち、利用目的が達成され当該目的との関係では当該個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や、利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となった場合等は、当該個人データを遅滞なく消去することが適切であり（※）、その趣旨を徹底する観点から、受信者情報取扱事業者は、利用目的に応じ保存期間を定めるよう努めなければならない。また、保存期間内であっても利用する必要がなくなった後は消去するよう努めなければならない。

特に視聴履歴については、長期間蓄積することにより、プロファイリングのリスクが高まること、視聴履歴の取得に対して同意をするに当たってどの程度蓄積されるのかについて予見可能性を確保することが放送受信者等の利益に資することから、利用目的に応じた合理的な保存期間を定めるとともに、利用する必要がなくなった後は消去するよう努めなければならない。この際、放送受信者等が当該利用目的となるサービスを解約したり、オプトアウトにより視聴履歴の取得を停止した場合には、事務処理等のために必要な期間が経過後は利用する必要がなくなったものとして消去することが適当である。

ただし、個人情報によっては、一律に保存期間を定めることが難しい場合もあることから、全ての個人情報について保存期間を定めることまでは要求しない。しかし、この場合であっても、利用目的を達成すれば遅滞なく消去するよう努めなければならない。

#### 【個人情報について利用する必要がなくなったときに該当する事例】

事例1) キャンペーンの懸賞品送付のため、当該キャンペーンの応募者の個人情報を保有していたところ、懸賞品の発送が終わり、不着対応等のための合理的な期間が経過した場合

事例2) 有料放送を契約し、視聴履歴の提供に同意した上でコンテンツのリコメンドサービスを受けていたが、当該有料放送契約を解約し、料金の精算等のため

## の合理的な期間が経過した場合

- ※ 「個人データの消去」とは、当該個人データを個人データとして使えなくすることであり、当該個人データを削除することのほか、当該個人データから特定の個人を識別できないようにすること等を含む。

### 従業員の監督（第12条第1項、第2項関係）

#### 第12条（第1項、第2項）

- 1 受信者情報取扱事業者は、その従業者に放送受信者等の個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 2 受信者情報取扱事業者は、安全管理措置の実施その他の放送受信者等の個人情報の適正な取扱いの確保のため、その従業者に対し、必要な教育研修を実施するよう努めなければならない。

受信者情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たって、第11条に基づく安全管理措置を遵守させるよう、当該従業者に対し必要かつ適切な監督をしなければならない。その際、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人情報の性質及び量を含む。）等に起因するリスクに応じて、個人データを取り扱う従業者に対する教育研修等の内容及び頻度を充実させるなど、必要かつ適切な措置を講ずることが望ましい。教育研修の内容としては、安全管理に関する内部規定・マニュアルの周知等が考えられる。

「従業者」とは、受信者情報取扱事業者の組織内において直接間接に受信者情報取扱事業者の指揮監督を受けて受信者情報取扱事業者の業務に従事している者等をいい、雇用関係にある従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等も含まれる。

#### 【従業者に対して必要かつ適切な監督を行っていない事例】

- 事例1) 従業者が、個人データの安全管理措置を定める規程等に従って業務を行っていることを確認しなかった結果、個人データが漏えいした場合
- 事例2) 内部規程等に違反して個人データが入ったノート型パソコン又は外部記録媒体を繰り返し持ち出されていたにもかかわらず、その行為を放置した結果、当該パソコン又は当該記録媒体が紛失し、個人データが漏えいした場合

## 委託先の監督（第12条第3項関係）

### 第12条（第3項）

3 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受信者情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託（※1）する場合は、委託を受けた者（以下「委託先」という。）において当該個人データについて安全管理措置が適切に講じられるよう、委託先に対し必要かつ適切な監督をしなければならない。具体的には、受信者情報取扱事業者は、第11条に基づき自らが講ずべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、監督を行うものとする（※2）。

その際、委託する業務内容に対して必要のない個人データを提供しないようにすることは当然のこととして、取扱いを委託する個人データの内容を踏まえ、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に起因するリスクに応じて、次の（1）から（3）までに掲げる必要かつ適切な措置を講じなければならない（※3）。

#### （1）適切な委託先の選定

委託先の選定に当たっては、委託先の安全管理措置が、少なくとも法第20条及び本ガイドラインで委託元に求められるものと同等であることを確認するため、「8（別添）講ずべき安全管理措置の内容」に定める各項目が、委託する業務内容に沿って、確実に実施されることについて、委託先の体制や規定等の確認に加え、必要に応じて個人情報保護を取り扱う場所に赴く又はこれに代わる合理的な方法による確認を行う等により、あらかじめ確認しなければならない。

#### （2）委託契約の締結

委託契約には、安全管理措置（委託先において個人情報を取り扱う者（委託先の事業者以外の者を含む。）を明確にすること、委託先において講ずべき安全管理措置の内容等）、秘密保持、再委託の条件（再委託を許すかどうか並びに再委託先を許す場合は再委託先に個人情報を適正に取り扱っていると認められる者を選定すること、再委託を行うに当たっての受信者情報取扱事業者への文書による事前報告又は承認及び再委託先の監督に関する事項等。なお、二段階以上の委託を許す場合は同様に再々委託先等の選定、監督に関する事項を定める必要がある。）、委託契約終了時の個人情報の取扱い（個人情報の返却、消去等）、契約内容が遵守されなかつ

た場合の措置（例えば、安全管理に関する事項が遵守されずに個人情報漏えいした場合の損害賠償に関する事項、安全管理措置の不備が発見された場合の解約等）等その他の個人情報の取扱いに関する事項を適正に定めることが適当である。また、委託先における委託された個人データの取扱い状況を委託元が合理的に把握することを盛り込むことが望ましい。

(3) 委託先における個人データ取扱い状況の把握

委託先における委託された個人データの取扱い状況を把握するためには、定期的に監査を行う等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を調査した上で、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。

また、委託先が再委託を行おうとする場合は、委託を行う場合と同様、委託元は、委託先が再委託する相手方、再委託する業務内容、再委託先の個人データの取扱い方法等について、委託先から事前報告を受け又は承認を行うこと、及び委託先を通じて又は必要に応じて自らが、定期的に監査を実施すること等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと、及び再委託先が第 11 条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい（※4）。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様である。

【委託を受けた者に対して必要かつ適切な監督を行っていない事例】

- 事例 1) 個人データの安全管理措置の状況を契約締結時及びそれ以後も適宜把握せず外部の事業者へ委託した結果、委託先が個人データを漏えいした場合
- 事例 2) 個人データの取扱いに関して必要な安全管理措置の内容を委託先に指示しなかった結果、委託先が個人データを漏えいした場合
- 事例 3) 再委託の条件に関する指示を委託先に行わず、かつ委託先の個人データの取扱い状況の確認を怠り、委託先が個人データの処理を再委託した結果、当該再委託先が個人データを漏えいした場合
- 事例 4) 契約の中に、委託元は委託先による再委託の実施状況を把握することが盛り込まれているにもかかわらず、委託先に対して再委託に関する報告を求めるなどの必要な措置を行わず、委託元の認知しない再委託が行われた結果、当該再委託先が個人データを漏えいした場合

※1 「個人データの取扱いの委託」とは、契約の形態・種類を問わず、個人情報取扱事業者が他の者に個人データの取扱いを行わせることをいう。具体的には、個人データの入力(本人からの取得を含む。)、編集、分析、出力等の処理を行うことを委託すること等が想定される。

※2 委託元が第 11 条の求める水準を超える高い水準の安全管理措置を講じている

場合に、委託先に対してもこれと同等の措置を求める趣旨ではなく、委託先は、第11条が求める水準の安全管理措置を講じれば足りると解される。

※3 委託先の選定や委託先における個人データ取扱状況の把握に当たっては、取扱いを委託する個人データの内容や規模に応じて適切な方法をとる必要があるが、例えば、必要に応じて個人データを取り扱う場所に赴く又はこれに代わる合理的な方法(口頭による確認を含む。)により確認することが考えられる。

※4 委託元が委託先について「必要かつ適切な監督」を行っていない場合で、委託先が再委託をした際に、再委託先が不適切な取扱いを行ったときは、元の委託元による法違反と判断され得るので、再委託をする場合は注意を要する。

#### 個人情報保護管理者（第13条関係）

##### 第13条

受信者情報取扱事業者は、個人情報保護管理者（当該受信者情報取扱事業者の個人情報の取扱いに関する責任者をいう。）を置き、このガイドラインを遵守するための内部規程の策定、監査体制の整備及び当該受信者情報取扱事業者の個人情報の取扱いの監督を行わせるよう努めなければならない。

個人情報保護措置の実施に関する責任の所在を明確にし、第11条の安全管理措置の実施その他の個人情報の適正な取扱いについて、受信者情報取扱事業者の内部における責任体制を確保するため、受信者情報取扱事業者は、当該受信者情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保について必要な権限を有する役員などの組織横断的に監督することのできる者（個人情報保護管理者）を置いて、個人情報保護管理者において責任をもって必要な個人情報保護の取扱いの監督等を行わせるよう努めなければならない。

なお、個人情報保護管理者の設置は、特に、受信者情報取扱事業者の内部又は外部からの不正行為による個人情報の漏えい等を防止するため、責任の所在を明確化する上でも、重要である。また、個人情報保護管理者は、内部規程の策定や監査体制の整備に当たっては、「8（別添）講ずべき安全管理措置の内容」に規定された措置を盛り込むことが望ましい。

#### 受信機に記録された個人情報の管理（第14条関係） (P)

##### 第14条

放送事業者は、放送受信者等が使用する記憶装置を有する放送受信用の受信機に記録された個人情報が、当該受信機と接続された電気通信回線設備を用いて、当該放送事業者が放送する放送番組の放送受信者等による視聴に伴い発信されることが可能なときは、当該個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するために、次に掲げる措置を講ずる

よう努めなければならない。

- 一 暗号を用いた方法その他の通信の当事者以外の者がその内容を復元できないようにする方法により、発信された当該個人情報を取得することとされている者以外の者が当該個人情報を取得することを防止するために必要な措置
- 二 当該個人情報が発信されるようにするために当該放送番組において送信される情報の検証その他の当該放送受信者等の意思に反して当該個人情報が発信されることを防止するために必要な措置

受信機に記録された放送受信者等の個人情報が、放送番組の視聴に伴って受信機と接続された電気通信回線設備を通じて発信可能な場合について、放送事業者が必要な安全管理措置を講ずるよう努めるべき旨を規定する。

放送のデジタル化に伴い、デジタル受信機を活用した双方向サービス等が始まるなど、様々なサービスが提供されるようになり、その仕組みも複雑化している。例えば、双方向サービス等では、放送受信機に記憶装置が装備され、サービスの初回利用時の登録により当該記憶装置に個人情報が記録され、その後のサービスの利用ごとに、アンケートへの回答で年齢・性別を発信するなど、必要に応じて、記録された個人情報が受信機から自動的に発信されるものなどがある。

受信機の記憶装置に記録される個人情報については、社団法人電波産業会（ARIB）の標準規格上、当該個人情報が発信されるようにするために放送事業者がその放送番組において送信する情報に対応し、受信機に接続された電気通信回線設備を通じて送信させる方法（具体的には、放送事業者がその放送番組において送信するBML（Broadcasting Markup Language）で記述された情報の中に、受信機に対して情報の発信をさせるための情報（タグ）を含ませる方法）でなければ取り出されないよう定められている。現在、我が国で利用可能な受信機は、事実上全てARIBの標準規格に従っていることから、個人情報が受信機の記憶装置に蓄積されている段階についての安全性は確保されている。しかし、放送事業者がその放送番組において送信する情報に対応し受信機から個人情報が発信される段階については、不測の事態により、放送受信者等の意に反した発信が行われたり、伝送路における安全性が確保されず、漏えいしたりする事態もありうることから、そのような事態を防止するための措置が必要となるものである。

前述のとおり、情報を取り出す唯一の方法が、放送事業者がその放送番組において送信する情報（BMLで記述された情報）に対応して受信機に接続された電気通信回線設備を通じて個人情報を発信させる方法であることから、当該コンテンツの最終的な編集責任を有する放送事業者において必要な措置を講ずるよう努めるべき旨を規定する。

「記憶装置」とは、通常、放送受信機の受信機に内蔵されているものであり、録画機能を有する受信機の場合のHDD（Hard Disk Drive）なども該当するものであるが、本条で

は、特に、個人情報が記録されることとなるNVRAM(Non-Volatile Random Access Memory(不揮発性RAM))などを想定している。

「受信機と接続された電気通信回線設備」とは、現在は電話回線が一般的であるが、インターネット回線なども含むものであり、将来、他の形態のものが出てきた場合でも、本条の対象となるものである。

「放送受信者等による視聴に伴い発信されること」については、「受信機と接続された電気通信回線設備を用いて」行われる場合に限定されており、例えば、放送を視聴する受信機以外のコンピュータ等を用いて発信するような場合などは含まれない。

講ずべき具体的な措置については、各号で規定している。

(1) 第1号は、放送用の受信機に接続された電気通信回線設備を用いて個人情報が発信される際の伝送路の安全性を確保し、通信の当事者以外の者による不正な取扱いを防止するため、「暗号」を用いること等の措置を規定する。

伝送路として電話回線が使用される場合には、その安全性は確保されているものと考えられるが、インターネット回線を用いる場合などについては、全ての場合について安全性が確保されている訳ではない。すなわち、現在のARIBの標準規格等においては、伝送路におけるセキュリティ措置として、TLS(Transport Layer Security)の使用が規定され、インターネット接続機能を有する受信機には実装されているが、実際に全ての場合まで使用することまでは求められていない。このため、講ずべき具体的な措置として、個人情報が発信される場合には、通信の当事者以外の者による不正な取扱いを防止するための措置を規定する。

なお、具体的な措置としては、その時点で安全性を確保できるものであることが必要であり、現在であれば、上述のTLSを用いることが考えられるが、技術の進展等に伴い、安全性が確保できる方法は変わってくるものである。例えば、現時点では「暗号」以外の方法は想定されていないが、将来的には、他の方法が出てくることも考えられる。

(2) 第2号は、その放送番組において受信機に対して送信する情報について誤りがないかを検証すること等の本人の意思に反して個人情報が発信されることを防止するために必要な措置を規定する。

受信者情報取扱事業者については、第七条で、不正な手段による個人情報を取得してはならないこととされており、放送事業者も、受信者情報取扱事業者になる場合には、同条の対象となる。しかし、サービスの多様化や高度化に伴って放送番組において送信する情報(BMLで記述された情報)も複雑化する傾向にあること等から、放送事業者自身に不正の意図はないにもかかわらず、その情報に、放送受信者等が気付かぬうちに個人情報を第三者に送信するなど受信機に予期しない動作をさせる情報が紛れ込むことも考えられる。このため、講ずべき具体的な措置として、個人情報が発信されるよう



にするために放送事業者がその放送番組の中で送信する情報の検証等の放送受信者等の意思に反して個人情報が発信されることを防止するために必要な措置を規定する。

具体的な措置としては、BMLで記述された情報の制作段階における管理を徹底したり、送信前に動作確認をしたりすること等により、受信機に予期しない動作をさせるような不正な情報の放送番組における送信を防止すること等が考えられる。

本規定は、個人情報を取得して取り扱う前の準備段階における安全管理のための措置であり（個人データとなる前段ではあるが）、これに準じて、法第20条の規定に対応するものである。

### プライバシーポリシーの公表（第15条第1項関係）

#### 第15条

受信者情報取扱事業者は、プライバシーポリシー（当該受信者情報取扱事業者が放送受信者等の個人情報保護を推進する上での考え方や方針をいう。）を公表し、これを遵守するよう努めなければならない。

事業者の個人情報保護についての社会的信頼を確保するため、受信者情報取扱事業者は自らの個人情報保護を推進する上での考え方や方針についての宣言をプライバシーポリシーとして公表することが適切である。

プライバシーポリシーは、それぞれの受信者情報取扱事業者が、分かりやすい表現で記載すべきものであるが、プライバシーポリシーに記載すべき事項としては、次のようなものが考えられる。

- ① 法その他の関係法令の遵守
- ② 本ガイドラインの遵守
- ③ 第19条第1項各号に定める公表すべき事項
  - (i) 受信者情報取扱事業者の名称
  - (ii) 個人情報の利用目的
  - (iii) 利用目的の通知又は開示若しくは訂正等の本人からの求めに応じる手続
  - (iv) 苦情の申出先
  - (v) 認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先
- ④ 第11条の安全管理措置に関する方針
- ⑤ 利用者の権利利益の保護に関する事項
  - (i) 保有個人情報について本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止など、自主的に利用停止等に応じること
  - (ii) 委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進

めること

- (iii) 受信者情報取扱事業者がその事業内容を勘案して利用者の種類ごとに利用目的を限定して示す、受信者情報取扱事業者が本人の選択による利用目的の限定に自主的に取り組むなどにより、本人にとって利用目的がより明確になるようにすること
- (iv) 個人情報の取得元又はその取得方法（取得源の種類等）を、可能な限り具体的に明記すること

オプトアウトに関する原則（第16条第2項、第4項～第6項、第8項関係）

#### 第16条

2 受信者情報取扱事業者は、第三者に提供される放送受信者等の個人データ（要配慮個人情報及び視聴履歴を除く。以下この項において同じ。）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

- 一 第三者への提供を利用目的とすること。
- 二 第三者に提供される個人データの項目
- 三 第三者への提供の方法
- 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- 五 本人の求めを受け付ける方法

受信者情報取扱事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、次の（1）から（5）までに掲げる事項をあらかじめ（※1）本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態（※2）に置くとともに、法第23条第2項の規定により個人情報保護委員会に届け出た場合には（※3）、第16条第1項の規定にかかわらず、あらかじめ本人の同意（※4）を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる（※5）（オプトアウトによる第三者提供）。

受信者情報取扱事業者は、第16条第2項に基づき、必要な事項を個人情報保護委員会に届け出たときは、その内容を自らもインターネットの利用その他の適切な方法により公表（※6）するものとする。

なお、要配慮個人情報及び視聴履歴は、オプトアウトにより第三者に提供することはできず、第三者に提供するに当たっては、第16条第1項各号又は同条第5項各号に該当する場合以外は、必ずあらかじめ本人の同意を得る必要があるので、注意を要する。

- (1) 第三者への提供を利用目的とすること。
- (2) 第三者に提供される個人データの項目
  - 事例 1) 氏名、住所、電話番号、年齢
  - 事例 2) 氏名、商品購入履歴
- (3) 第三者への提供の方法
  - 事例 1) 書籍（電子書籍を含む。）として出版
  - 事例 2) インターネットに掲載
  - 事例 3) プリントアウトして交付
  - 事例 4) 各種通信手段による配信
  - 事例 5) その他外部記録媒体の形式での交付
- (4) 本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること。
- (5) 本人の求めを受け付ける方法（※7）
  - 事例 1) 郵送
  - 事例 2) 電子メールの送信
  - 事例 3) Webサイト上の指定フォームへの入力
  - 事例 4) 事業所の窓口での受付
  - 事例 5) 電話

#### 【オプトアウトによる第三者提供の事例】

事例) 受信者情報取扱事業者であるデータベース事業者（ダイレクトメール用の名簿等を作成・販売）が、あらかじめ上記（1）から（5）までに掲げる事項を自社のWebサイトに常時掲載し、本人からの停止の求めを受け付けられる状態にし、個人情報保護委員会に必要な届出を行った上で、販売等を行う場合

※1 オプトアウトによる第三者提供を行う際は、上記の（1）から（5）までに掲げる事項をあらかじめ、第三者に提供される個人データによって識別される本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおかなければならない（第16条第4項第1号）ため、本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置いた時点から、極めて短期間の後に、第三者提供を行ったような場合は、「本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間」をおいていないと判断され得る。

具体的な期間については、業種、ビジネスの態様、通知又は容易に知り得る状態の態様、本人と個人情報取扱事業者との近接性、本人から停止の求めを受

け付ける体制、提供される個人データの性質などによっても異なり得るため、個別具体的に判断する必要がある。

また、「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」時期と、「個人情報保護委員会に届け出」る時期は、必ずしも同時である必要はないが、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いた後、速やかに個人情報保護委員会に届け出ることが望ましい。

※2 「本人に通知」については、2-11（本人に通知）参照。

「本人が容易に知り得る状態」とは、事業所の窓口等への書面の掲示・備付けや Web サイトへの掲載その他の継続的方法により、本人が知ろうとすれば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態をいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が確実に認識できる適切かつ合理的な方法によらなければならない（第 16 条第 4 項第 2 号）。

**【本人が容易に知り得る状態に該当する事例】**

事例 1) 本人が閲覧することが合理的に予測される受信者情報取扱事業者の Web サイト上において、本人が分かりやすい場所（例：Web サイトのトップページから 1 回程度の操作で到達できる場所等）に法に定められた事項を分かりやすく継続的に掲載する場合

事例 2) 本人が来訪することが合理的に予測される事務所の窓口等への掲示、備付け等が継続的に行われている場合

事例 3) 本人に頒布されている定期刊行物への定期的掲載を行っている場合

事例 4) 電子商取引において、商品を紹介する Web ページにリンク先を継続的に表示する場合

※3 届出の方法は、個人情報保護委員会が定める方法によって行わなければならない（第 16 条第 5 項）。なお、代理人によって届出を行う場合は、個人情報保護委員会が定める様式によるその権限を称する書面を提出しなければならない（第 15 条第 6 項）。

※4 「本人の同意」については、2-13（本人の同意）を参照のこと。

※5 第 4 条第 1 項の規定により特定された当初の利用目的に、個人情報の第三者提供に関する事項が含まれていない場合は、第三者提供を行うと目的外利用となるため、オプトアウトによる第三者提供を行うことはできない。

※6 基本的には「インターネットの方法」による「公表」が望ましいが、個人情報取扱事業者の特性、本人との近接性などにより、当該方法以外の適切な方法による公表も可能である。「公表」については 2-12（公表）を参照のこと。

- ※7 「本人の求めを受け付ける方法」には、本人が求めを行う連絡先（事業者名、窓口名、郵送先住所又は送信先の電子メールアドレス等。当該個人情報取扱事業者が外国に本拠地を置く場合においては国内代理人の氏名、連絡先等。）が含まれる。

#### 保有個人データの開示（第21条関係）

##### 第21条

- 1 本人は、受信者情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。
- 2 受信者情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、書面の交付による方法（開示の請求を行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
  - 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - 二 当該受信者情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
  - 三 他の法令に違反することとなる場合
- 3 受信者情報取扱事業者は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- 4 他の法令の規定により、本人に対し第2項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第1項及び第2項の規定は、適用しない。

受信者情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（存在しないときにはその旨を知らせることを含む。）の請求を受けたときは、本人に対し、書面の交付による方法（開示の請求を行った者が同意した方法があるときはその方法（※1））により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない（※2）。

ただし、開示することにより次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができるが、これにより開示しない旨の決定をしたとき又は請求に係る保有個人データが存在しないときは、遅滞なく、その旨を本人に通知（※3）しなければならない。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合  
保有個人データを本人に開示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合は、当該保有個人データの全部又は一部を開示しないことができる。
- (2) 受信者情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合  
保有個人データを本人に開示することにより、受信者情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、当該保有個人データの全部又は一部を開示しないことができる。

事例 1) 同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し開示の請求があり、事実上問合せ窓口が占有されることによって他の問合せ対応業務が立ち行かなくなる等、業務上著しい支障を及ぼすおそれがある場合

事例 2) 受信者情報取扱事業者において独自に付加した不払者情報等の開示を求められる等、業務上著しい支障を及ぼすおそれがある場合

- (3) 法令（法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）及び規則を除く。第 4 項及び第 21 条第 2 項において同じ。）に違反することとなる場合  
保有個人データを本人に開示することにより、他の法令に違反することとなる場合は、当該保有個人データの全部又は一部を開示しないことができる。

事例) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 134 条（秘密漏示罪）に違反することとなる場合

また、他の法令の規定により、第 20 条第 2 項に定める方法に相当する方法（書面の交付による方法（開示の請求を行った者が同意した方法があるときは、当該方法））により当該本人が識別される保有個人データを開示することとされている場合には、第 20 条第 1 項及び第 2 項の規定は適用されず、当該法令の規定が適用されることとなる。

なお、本人が、裁判上の訴えにより、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求する場合と本条との関係については、3-6-8（裁判上の訴えの事前請求）を参照のこと。

※1 「開示の請求を行った者が同意した方法があるときはその方法」について開示の方法としては、請求を行った者が同意している場合には電子メール、電話等様々な方法が可能であり、書面の交付による方法は同意がなくても可能という意味である。

また、開示の請求を行った者から開示の方法について特に指定がなく、受信者

情報取扱事業者が提示した方法に対して異議を述べなかった場合（電話での開示の請求があり、必要な本人確認等の後、そのまま電話で問合せに回答する場合を含む。）は、当該方法について同意があったものとして取り扱うことができる。開示の請求があった者からの同意の取り方として、受信者情報取扱事業者が開示方法を提示して、その者が希望する複数の方法の中から当該事業者が選択することも考えられる。

※2 消費者等、本人の権利利益保護の観点からは、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、個人情報の取得元又は取得方法（取得源の種類等）を、可能な限り具体的に明記し、本人からの求めに一層対応していくことが望ましい。

※3 「本人に通知」については、2-11（本人に通知）を参照のこと。

#### 個人情報の取扱いに関する苦情処理（第28条関係）

##### 第28条

- 1 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人情報の取扱いに関する苦情を適切かつ迅速に処理に努めなければならない。
- 2 受信者情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制を整備に努めなければならない。

受信者情報取扱事業者は、個人情報の利用、提供、開示又は訂正等に関する苦情その他の個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速に処理に努めなければならない。

また、苦情の適切かつ迅速な処理を行うに当たり、苦情処理窓口の設置や苦情処理の手順を定める等必要な体制を整備に努めなければならない（※1）。「適切かつ迅速な処理」の具体的な内容を全ての受信者情報取扱事業者等について一律に定めることは困難であり、個別具体的に判断する必要があるが、少なくとも、以下の場合には、適切かつ迅速に措置を行っているとはいえないと考えられる。

- ① 苦情に対する対応窓口を設けていない場合
- ② 苦情に対する対応窓口が設けられていても、その連絡先や受付時間等を一般に明らかにしていない場合
- ③ 苦情に対する対応窓口の連絡先や受付時間等が一般に明らかにされていても、実際にはその対応窓口がほとんど利用できないような場合（例えば、電話窓口に頻繁に電話しても繋がらない場合や電子メールによる相談窓口で電子メールで繰り返し相談しても連絡がない場合）

一方、無理な要求にまで応じなければならないものではない。

なお、受信者情報取扱事業者は、保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先（受信者情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合は、その団体の名称及

び苦情解決の申出先を含む。)について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)(※2)に置かなければならない(3-6-1(保有個人データに関する事項の公表等)参照)。

なお、受信者情報取扱事業者のうち、放送法第27条は、日本放送協会に対し、その業務に関して申出のあった苦情その他の意見について、同法第151条は、有料放送事業者等に対し、有料放送の役務の提供に関する業務の方法又は料金その他の提供条件についての国内受信者からの苦情及び問い合わせについて、適切かつ迅速にこれを処理しなければならないことを定めている。

※1 消費者等本人との信頼関係を構築し事業活動に対する社会の信頼を確保するためには、「個人情報保護を推進する上での考え方や方針(いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等)」を策定し、それをWebサイトへの掲載又は店舗の見やすい場所への掲示等により公表し、あらかじめ、対外的に分かりやすく説明することや、委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進めることも重要である。

※2 「本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)」については、3-6-1(保有個人データに関する事項の公表等)を参照のこと。

#### 匿名加工受信者情報取扱事業者等の義務(第29条～第32条関係)

##### 【匿名加工情報の作成等(第29条第1項関係)】

##### 第29条(第1項)

- 1 受信者情報取扱事業者は、匿名加工情報(匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。)を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして次に定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。
  - 一 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること(当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
  - 二 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
  - 三 個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号(現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。)を削除すること(当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き



換えることを含む。)

四 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

五 前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

【匿名加工情報の安全管理措置等（第 29 条第 2 項～第 4 項、同条第 7 項、第 32 条関係）】

第 29 条（第 2 項～第 4 項・第 7 項）

2 受信者情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして次に定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。

一 加工方法等情報（匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに第 1 項の規定により行った加工の方法に関する情報（その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

二 加工方法等情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って加工方法等情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

三 加工方法等情報を取り扱う正当な権限を有しない者による加工方法等情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

3 受信者情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。

4 受信者情報取扱事業者が他の受信者情報取扱事業者の委託を受けて放送受信者等の匿名加工情報を作成した場合は、当該他の受信者情報取扱事業者が当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を前項に規定する方法により公表するものとする。この場合においては、当該公表をもって当該受信者情報取扱事業者が当該項目を公表したものとみなす。

7 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

## 第 32 条

匿名加工受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

【匿名加工情報の第三者提供（第 29 条第 5 項、第 30 条関係）】

### 第 29 条（第 5 項）

5 受信者情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により明示しなければならない。

## 第 30 条

匿名加工受信者情報取扱事業者は、匿名加工情報（自ら個人情報を加工して作成したものを除く。以下この章において同じ。）を第三者に提供するときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により明示しなければならない。

【識別行為の禁止（第 29 条第 6 項、第 31 条関係）】

### 第 29 条（第 6 項）

6 受信者情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

## 第 31 条

匿名加工受信者情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第 29 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

匿名加工情報取扱事業者等の義務については、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」に準拠することとする。

なお、視聴履歴については、放送受信者等の趣味・嗜好を個別的に推知させるプライバシー性の高い個人情報であり、分析の手法によっては要配慮個人情報を推知させるおそれも生じ得る。そのため、視聴履歴を匿名加工する場合には、適切な加工手法及び運用管理体制が求められる。具体的な加工方法等については、取扱いの実態等に応じて定められる事が望ましいことから、認定個人情報保護団体が作成する個人情報保護指針等や、業界団体の自主ルールに委ねられる。

## 視聴履歴の取扱い

### 要配慮個人情報の推知の禁止（第34条関係）

#### 第34条

受信者情報取扱事業者は、視聴履歴を取り扱うに当たっては、要配慮個人情報を推知し、又は第三者に推知させることのないよう注意しなければならない。

受信者情報取扱事業者が放送受信者等の日常の視聴履歴を蓄積することにより取得する個人情報は、多様かつ膨大になり得るものであり、その分析により、放送受信者等の趣味・嗜好等について、高い確度で推知することが可能となると考えられる。

このように推知した趣味・嗜好に基づき、放送受信者等に利便性の高いサービスの提供が可能となる一方、分析の方法によっては、趣味・嗜好に留まらず、放送受信者等の信条等の要配慮個人情報まで、知ることが可能となるおそれが指摘されているところである。

法においては、一般に要配慮個人情報を推知させる情報にすぎないものは、要配慮個人情報に当たらないと解されているところであるが、放送受信者等の同意の範囲を超え、膨大なデータに基づく分析により、要配慮個人情報を推知する行為は、「真実らしく受け取られる情報」の取得としてプライバシー権を侵害する可能性や、ひいては、要配慮個人情報の取得につながるおそれも否定できないと考えられる。

国民が放送の視聴を躊躇することなく、従来どおり安心・安全に視聴できる環境を確保することは、放送が国民に最大限普及し、我が国における表現の自由の確保や民主主義の発達に資するという放送法の原則に適合し、放送の健全な発達を図るという目的の達成の観点から不可欠である。このため本ガイドラインにおいて、視聴履歴を取り扱うに当たっては、いかなる場合にあっても放送受信者等の要配慮個人情報を推知し、あるいは第三者による推知が可能となることがないように、注意すべきことを定めるものである。

視聴履歴取得等に係る同意（第 35 条関係）

視聴履歴取得等に係る同意の取得（第 35 条第 1 項関係）

### 第 35 条

受信者情報取扱事業者は、以下の各号に掲げる目的のために必要な範囲を超えて、あらかじめ本人の同意を得ないで、視聴履歴を取り扱ってはならない。

- 一 放送の受信、放送番組の視聴又は放送番組の視聴に伴い行われる情報の電磁的方式による発信若しくは受信に関し料金又は代金の支払いを求める目的
- 二 統計の作成の目的
- 三 匿名加工情報作成の目的

平成 27 年改正法の全面施行前は、(1)号又は(2)号の目的のために必要な範囲を超えて取扱い（取得、保有、利用）をしないよう、求めてきたところである。上記改正に伴い、個人情報保護を図りつつ、パーソナルデータの利活用を認め、新たな放送サービスの提供等を通じて、放送受信者等の利便性の向上に資するよう取得の範囲の制限を緩和する一方、視聴履歴には高いプライバシー性があり放送受信者等の視聴の躊躇にもつながりうることに鑑み、放送特有の事情として他の個人情報とは異なる取扱いを定めることとした。すなわち、従来認められていた 2 つの目的に加え、匿名加工情報を作成する目的のために必要な範囲を超えて視聴履歴を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得ることを要件とすることとしたものである。

なお、匿名加工情報作成、すなわち特定の個人を識別することができないよう加工し、また当該個人情報を復元して特定の個人を再識別できないような情報を作成することを目的とする場合には、特定の個人の趣味・嗜好を推知するという視聴履歴に特有のプライバシー侵害の懸念は相当程度低下すると考えられることから、従来認められてきた 2 つの目的と併せて、一般的な個人情報と同様の取扱いとするものである。

また、これまで放送については、視聴に伴いその履歴を取得されることが必ずしも一般的とはいえ、取得可能である事実そのものや、取得される情報の内容等について、放送受信者等によっては必ずしも十分な認識がされていない可能性が指摘されている。このような視聴習慣や放送受信者等の認識といった放送の視聴に関する実情に鑑み、同意を得る際に、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる情報（どのような視聴履歴がどのように取り扱われるかについての情報）を本人に提供しなければ、本条の「同意」を取得したことにはならない。

視聴履歴に関する具体的な同意の取得に係る手法については、認定個人情報保護団体による指針や業界団体の自主ルールなど下位のルールにおける詳細な検討に委ねるが、視聴履歴に係る「同意」に関しては放送特有の事情を踏まえて検討することが求められる。とりわけ、テレビ受信機を家庭に設置して行う視聴の場合、世帯の複数の構成員の視聴履歴

が混在することが想定されるため、同意を求めるべき相手方の特定、他の世帯の構成員の意思の取扱いについて、配慮が必要となる。

#### 不同意者に対する受信の拒否等の禁止（第 35 条第 2 項関係）

##### 第 35 条

- 2 受信者情報取扱事業者は、放送受信者が前項の規定による同意の求めに対して、同意しなかったことを理由として、放送の受信を拒み、又は妨げてはならない。

受信者情報取扱事業者は、視聴履歴について第 1 項各号において定める目的の範囲を超える取扱いをする場合には、あらかじめ放送受信者等の同意が必要となる。本規定は、視聴履歴を取り扱うことについて、放送受信者等にあらかじめ同意を求め、これに対して放送受信者等が同意しなかった場合であっても、放送が視聴できることを担保するものである。

この規定は、放送が国民に最大限普及されることをその目的とする放送法の趣旨を踏まえ、視聴履歴の取扱いへの同意が、事実上放送受信の要件とされる事態を回避する必要があることを踏まえている。

なお、サービス提供契約の締結時において放送受信者等の同意を求める場合、放送受信者等が同意しなくても放送の受信は可能であることをすることの認識を得た上で、「同意する」「同意しない」の選択が可能であることが求められる。

#### 視聴履歴取得等のオプトアウト（第 35 条第 3 項関係）

##### 第 35 条

- 3 受信者情報取扱事業者は、第 1 項で同意した場合であっても、放送受信者等の視聴履歴について、本人の求めに応じてその取得を停止することとし、次に掲げる事項について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- 一 本人の求めに応じて当該本人の視聴履歴の取得を停止すること
  - 二 本人の求めを受け付ける方法

視聴履歴はその特性上、一回のみの取得ではなく、継続的な取得が行われることで、データが蓄積される型の個人情報である。このため、放送受信者等が、一度は視聴履歴の取扱いに同意したとしても、事後的にその意思を変更し、将来の取得の停止を希望するに至ることも想定される。特に世帯で視聴されることが多い放送サービスにおいては、本人が同意しても、世帯の他の構成員の意向により、同意の意思が変更される可能性もあり、停止の求めを受け付けるオプトアウトを導入することが世帯構成員のプライバシー保護の観点からも望ましい。

このような視聴履歴の特性や世帯による視聴といった事情を勘案し、放送受信者等が一度は視聴履歴の取扱いに同意した後であっても、まだ取得されていない視聴履歴については、取得の停止を求めることを可能とすべきことを規定したものである。

なお、この場合であっても、第1項各号に定める目的に限定して取扱う場合は、第8条第1項に基づき利用目的を通知又は公表することにより視聴履歴を取り扱うことが可能である。

#### 域外適用（第36条関係）

##### 第36条

次の各号に掲げる事項については、国内にある放送受信者等に対する物品又は役務の提供に関連してその者を本人とする個人情報を取得した受信者情報取扱事業者が、外国において当該個人情報又は当該個人情報をを用いて作成した匿名加工情報を取り扱う場合についても、適用する。

- 一 法第41条、第42条第1項及び第43条に規定する事項
- 二 第4条から第6条、第8条（第2項を除く。）、第9条から第13条、第15条から第18条、第20条から第29条及び次条に規定する事項

外国にある受信者情報取扱事業者のうち、日本の居住者等国内にある者に対して物品やサービスの提供を行い、これに関連してその者を本人とする個人情報を取得した者が、外国においてその個人情報又は当該個人情報をを用いて作成した匿名加工情報を取り扱う場合（※1）には、当該外国にある個人情報取扱事業者に対して法及び本ガイドラインに定める次の（1）から（10）までに掲げる規定が適用される（※2）。なお、第36条には明記されていないが、第7条（適正取得）及び第8条第2項（直接書面等による取得）の規定については、個人情報の取得の行為の重要部分は国内において行われることから、適用されるものと解される。

- （1） 指導及び助言（法第41条関係）
- （2） 勧告（法第42条第1項関係。5（個人情報保護委員会による「勧告」、「命令」、「緊急命令」等についての考え方）参照）
- （3） 個人情報保護委員会の権限の行使の制限（法第43条関係）
- （4） 利用目的の特定等（第4条関係。3-1-1（利用目的の特定）参照）
- （5） 利用目的による制限（第5条関係。3-1-3（利用目的による制限）参照）
- （6） 取得の制限（第6条関係。3-2-1（取得の制限）参照）
- （7） 利用目的の通知又は公表（第8条関係。ただし同条第2項を除く。3-2-2（利用

目的の通知又は公表) 参照)

- (8) データ内容の正確性の確保等、保存期間等、安全管理措置、従業員の監督、個人情報保護管理者、プライバシーポリシー、委託先の監督、第三者提供の制限、外国にある第三者への提供の制限、第三者提供に係る記録の作成等(第9条~第13条、第15条~第18条関係。3-3-1(内容の正確性の確保等)~3-3-6(個人情報保護管理者)、3-5-1(プライバシーポリシーの公表)~3-6-5(第三者提供に係る記録の作成等)参照)
- (9) 保有個人データに関する事項の公表等、開示、訂正等、利用停止等、理由の説明、開示等の請求等に応じる手続、利用目的の通知の求め又は開示請求に係る手数料、苦情処理、匿名加工情報の作成等(第20条~第29条関係。3-7-1(保有個人データに関する事項の公表等)~3-9(匿名加工情報取扱事業者等の義務)参照)
- (10) 適用除外(第33条関係。6-1(適用除外)参照)

※1 具体的には、「日本に支店や営業所等を有する受信者情報取扱事業者が外国にある本店において個人情報又は匿名加工情報(以下「個人情報等」という。)を取り扱う場合」、「日本において個人情報を取得した受信者情報取扱事業者が海外に活動拠点を移転した後に引き続き個人情報等を取り扱う場合」、等が考えられる。

また、外国にある宿泊施設が、受信者情報取扱事業者である日本国内の旅行会社から宿泊者の個人情報の提供を受ける場合等、単に第三者提供を受けるなどして日本国内にある者の個人情報を取得したにすぎず、「日本国内にある者」に対する物品や役務の提供等を行っていない場合は、法の適用はなく、この場合においては、日本の旅行会社が、法の規定に従い、本人同意を取得するなど外国にある第三者に提供するために必要な措置を講ずることとなる。一方、外国の宿泊施設が、宿泊予約を直接受け付けるために日本国内にある者から直接個人情報を取得し、宿泊サービスを提供する場合は、法第75条の適用対象となると解される。

※2 第35条により法の適用を受ける外国事業者が、上記(1)から(10)までに掲げる規定に違反した場合には、個人情報保護委員会が法第41条又は第42条第1項に基づき指導・助言又は勧告を行うことができる。

## 2 (別添) 講ずべき安全管理措置の内容

第 11 条に定める安全管理措置として、受信者情報取扱事業者が具体的に講じなければならない措置や当該措置を実践するための手法の例等を次に示す。

安全管理措置を講ずるための具体的な手法については、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容とすべきものであるため、必ずしも次に掲げる例示の内容の全てを講じなければならないわけではなく、また、適切な手法はこれらの例示の内容に限られない。



## 2-1 基本方針の策定

受信者情報取扱事業者は、個人データの適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針を策定することが重要である。具体的に定める項目の例としては、「事業者の名称」、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「安全管理措置に関する事項」、「質問及び苦情処理の窓口」等が考えられる。

## 2-2 個人データの取扱いに係る規律等の整備

受信者情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい等の防止その他の個人データの安全管理のために、個人データの具体的な取扱いに係る規律を整備しなければならない。

| 講じなければ<br>ならない措置       | 手法の例示  |
|------------------------|--|
| ○個人データの取扱い<br>に係る規律の整備 | 取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者及びその任務等について定める個人データの取扱規程を策定することが考えられる。なお、具体的に定める事項については、以降に記述する組織的安全管理措置、人的安全管理措置及び物理的安全管理措置の内容並びに情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して個人データを取り扱う場合（インターネット等を通じて外部と送受信等する場合を含む。）は技術的安全管理措置の内容を織り込むことが重要である。 |

## 2-3 組織的安全管理措置

受信者情報取扱事業者は、組織的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 組織体制の整備

安全管理措置を講ずるための組織体制を整備しなければならない。

(2) 個人データの取扱いに係る規律に従った運用

あらかじめ整備された個人データの取扱いに係る規律に従って個人データを取り扱わなければならない。

なお、整備された個人データの取扱いに係る規律に従った運用の状況を確認するため、システムログ又は利用実績を記録することも重要である。

(3) 個人データの取扱状況を確認する手段の整備

個人データの取扱状況を確認するための手段を整備しなければならない。

(4) 漏えい等の事案に対応する体制の整備

漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に適切かつ迅速に対応するための体制を整備しなければならない。

なお、漏えい等の事案が発生した場合、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事案に応じて、事実関係及び再発防止策等を早急に公表することが重要である(※)。

※ 受信者情報取扱事業者において、漏えい等の事案が発生した場合等の対応の詳細については、別に定める。(4 漏えい等の事案が発生した場合等の対応)参照。

(5) 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

個人データの取扱状況を把握し、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組まなければならない。

| 講じなければ<br>ならない措置 | 手法の例示   |
|------------------|---|
| (1) 組織体制の整備      | <p>(組織体制として整備する項目の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人データの取扱いに関する責任者（個人情報保護責任者）の設置及び責任の明確化・個人データを取り扱う従業員及びその役割の明確化</li> <li>・ 上記の従業員が取り扱う個人データの範囲の明確化</li> <li>・ 法や受信者情報取扱事業者において整備されている個人データの取扱いに係る規律に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制</li> <li>・ 個人データの漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制</li> <li>・ 個人データを複数の部署で取り扱う場合の各部署の役割分担及び責任の明確化</li> </ul> |

| 講じなければ<br>ならない措置         | 手法の例示   |
|--------------------------|---|
| (2) 個人データの取扱いに係る規律に従った運用 | <p>個人データの取扱いに係る規律に従った運用を確保するため、例えば次のような項目に関して、システムログその他の個人データの取扱いに係る記録の整備や業務日誌の作成等を通じて、個人データの取扱いの検証を可能とすることが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人データの利用状況</li> <li>・ 個人データが記載又は記録された書類・媒体等の持ち運び等の状況</li> <li>・ 個人データの削除・廃棄の状況（委託した場合の消去・廃棄を証明する記録を含む。）</li> <li>・ 個人データを情報システムで取り扱う場合、担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）</li> </ul> |
| (3) 個人データの取扱状況を確認する手段の整備 | <p>例えば次のような項目をあらかじめ明確化しておくことにより、個人データの取扱状況を把握可能とすることが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人データの項目</li> <li>・ 責任者・取扱部署</li> <li>・ 利用目的</li> <li>・ アクセス権を有する者 等</li> </ul>  |

| 講じなければ<br>ならない措置                | 手法の例示  |
|---------------------------------|--|
| (4) 漏えい等の事案に<br>対応する体制の整<br>備   | <p>漏えい等の事案の発生時に例えば次のような対応を行うための、体制を整備することが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事実関係の調査及び原因の究明</li> <li>・ 影響を受ける可能性のある本人への連絡</li> <li>・ 個人情報保護委員会等への報告</li> <li>・ 再発防止策の検討及び決定</li> <li>・ 事実関係及び再発防止策等の公表 等</li> </ul> |
| (5) 取扱状況の把握及<br>び安全管理措置の<br>見直し | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人データの取扱状況について、定期的に自ら行う点検又は他部署等による監査を実施する。</li> <li>・ 外部の主体による監査活動と合わせて、監査を実施する。</li> </ul>   |

## 2-4 人的安全管理措置

受信者情報取扱事業者は、人的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。また、受信者情報取扱事業者は、従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、第 12 条第 3 項に基づき従業者に対する監督をしなければならない（3-3-4（従業者の監督）参照）。また、個人データの取扱いを委託する場合には、受信者情報取扱事業者は、第 12 条第 3 項に基づき委託先に対する監督を行わなければならない（3-3-5（委託先の監督）参照）。

### ○ 従業者の教育

従業者に、個人データの適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行わなければならない。

| 講じなければならない措置 | 手法の例示  |
|--------------|--|
| ○従業者の教育      | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 個人データの取扱いに関する留意事項について、従業者に定期的な研修等を行う。</li><li>・ 個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則等に盛り込む。</li></ul> |

## 2-5 物理的安全管理措置

受信者情報取扱事業者は、物理的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。

### (1) 個人データを取り扱う区域の管理

個人情報を取り扱うサーバやメインコンピュータ等の重要な情報システムを管理する区域（以下「管理区域」という。）及びその他の

個人データを取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）について、それぞれ適切な管理を行わなければならない。

(2) 機器及び電子媒体等の盗難等の防止

個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、適切な管理を行わなければならない。

(3) 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止

個人データが記録された電子媒体又は書類等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう、安全な方策を講じなければならない。

なお、「持ち運ぶ」とは、個人データを管理区域又は取扱区域から外へ移動させること又は当該区域の外から当該区域へ移動させることをいい、事業所内の移動等であっても、個人データの紛失・盗難等に留意する必要がある。

(4) 個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄

個人データを削除し又は個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合は、復元できない手段で行わなければならない。

また、個人データを削除した場合、又は、個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存することや、それらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて証明書等により確認することも重要である。

| 講じなければならない措置        | 手法の例示  |
|---------------------|--|
| (1) 個人データを取り扱う区域の管理 | <p>(管理区域の管理手法の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入退室管理及び持ち込む機器等の制限等</li> </ul> <p>なお、入退室管理の方法としては、IC カード、ナンバーキー等による入退室管理システムの設置等が考えられる。</p> <p>(取扱区域の管理手法の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 壁又は間仕切り等の設置、座席配置の工夫、のぞき込みを防止する措置の実施等による、権限を有しない者</li> </ul> |

|                          |  |
|--------------------------|--|
|                          | による個人データの閲覧等の防止  |
| (2) 機器及び電子媒体等の盗難等の防止     | <ul style="list-style-type: none"> <li>個人データを取り扱う機器、個人データが記録された電子媒体又は個人データが記載された書類等を、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。</li> <li>個人データを取り扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は、当該機器をセキュリティワイヤー等により固定する。</li> </ul>   |
| (3) 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止 | <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報持ち出し時に想定される具体的なリスクを網羅的に評価し、リスクに対応するために必要とされる措置（パーソナルコンピュータの起動時等での個人認証、外部媒体の接続制限、ウイルス侵入による情報漏えいに備えた最新のセキュリティ水準維持、高度な暗号化措置及び適切な復号鍵の管理、通信経路の暗号化、社内サーバにおける端末認証等）検討・決定し、決定した措置の適切な運用を行う。</li> <li>持ち運ぶ個人データの暗号化、パスワードによる保護等を行った上で電子媒体に保存する。</li> <li>封緘、目隠しシールの貼付けを行う。</li> <li>施錠できる搬送容器を利用する。</li> </ul> |



| 講じなければ<br>ならない措置                  | 手法の例示   |
|-----------------------------------|---|
| (4) 個人データの削除<br>及び機器、電子媒<br>体等の廃棄 | <p>(個人データが記載された書類等を廃棄する方法の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 焼却、溶解、適切なシュレッダー処理等の復元不可能な手段を採用する。</li> </ul> <p>(個人データを削除し、又は、個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄する方法の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等の手段を採用する。</li> </ul> |

## 2-6 技術的安全管理措置

受信者情報取扱事業者は、情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して個人データを取り扱う場合（インターネット等を通じて外部と送受信等する場合を含む。）、技術的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。

### (1) アクセス制御

担当者及び取り扱う個人情報の範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行わなければならない。

### (2) アクセス者の識別と認証

個人データを取り扱う情報システムを使用する従業員が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証しなければならない。

### (3) 外部からの不正アクセス等の防止

個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入し、適切に運用しなければならない。

### (4) 情報漏えい等の防止

情報システムの使用を通じた個人データの漏えい等を防止するための措置を講じ、適切に運用しなければならない。

| 講じなければならない措置 | 手法の例示  |
|--------------|--|
| (1) アクセス制御   | <ul style="list-style-type: none"><li>個人データを取り扱うことのできる情報システムを限定する。</li><li>情報システムによってアクセスすることのできる個人データを限定する。</li><li>ユーザーIDに付与するアクセス権により、個人データを取り扱う情報システムを使用できる従業員を限定する。</li></ul> |

|                     |  |
|---------------------|--|
| (2) アクセス者の識別<br>と認証 | (情報システムを使用する従業員の識別・認証手法の例)<br>・ ユーザーID、パスワード、磁気・ICカード等 |
|---------------------|--|

| 講じなければ<br>ならない措置        | 手法の例示  |
|-------------------------|--|
| (3) 外部からの不正アクセス等の防止     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所にファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する。</li> <li>・ 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入する。</li> <li>・ 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする。</li> <li>・ ログ等の定期的な分析により、不正アクセス等を検知する。</li> </ul> |
| (4) 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報システムの設計時に安全性を確保し、継続的に見直す（情報システムのぜい弱性を突いた攻撃への対策を講じることも含む。）。</li> <li>・ 個人データを含む通信の経路又は内容を暗号化する。</li> <li>・ 移送する個人データについて、パスワード等による保護を行う。</li> </ul>  |